

1. 毒物劇物対策

厚生労働省大臣官房統計情報部発行「衛生行政報告例」より

※数字はいずれも年度末現在のもの

(1) 登録等施設数推移

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
製造業(大臣登録)	576	590	602	611	578
製造業(知事登録)	1,873	1,927	1,934	1,937	1,956
輸入業(大臣登録)	995	1,012	1,056	1,097	1,095
輸入業(知事登録)	338	370	411	462	496
一般販売業	58,907	58,015	56,035	53,899	54,025
農業用品目販売業	15,355	14,855	14,178	13,689	13,473
特定品目販売業	3,233	3,093	2,922	2,554	2,559
電気メッキ事業	1,859	1,817	1,804	1,720	1,696
金属熱処理業	91	97	87	75	67
毒劇物運送事業	830	862	818	815	881
しろあり防除業	54	61	43	34	37
特定毒物研究者	1,592	1,480	1,573	1,513	1,651
合 計	84,748	78,753	79,890	76,893	76,863

※合計は「特定毒物研究者」を除いたもの

(2) 立入検査実施件数推移

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
製造業(大臣登録)	261	316	296	322	331
製造業(知事登録)	794	825	789	909	910
輸入業(大臣登録)	510	633	587	864	601
輸入業(知事登録)	206	230	252	200	261
一般販売業	20,097	19,997	21,613	23,133	20,560
農業用品目販売業	5,951	5,895	5,438	6,047	5,160
特定品目販売業	587	606	705	732	679
電気メッキ事業	1,153	1,300	945	1,150	997
金属熱処理業	36	34	26	25	25
毒劇物運送事業	202	189	134	118	179
しろあり防除業	14	7	2	3	11
法第22条第5項の者	4,979	5,306	4,284	4,406	4,012
特定毒物研究者	291	382	358	255	239
合 計	39,613	36,453	35,071	37,909	33,726

※合計は「特定毒物研究者」を除いたもの

（３）毒物劇物営業取締状況（平成２３年度）

① 業 種 別

(平成24年3月末現在)

		登録・届出 許可施設数 (年度末 現在)	立入検査 施行 施設数 (年度中)	違反発見 施設数 (年度中)	違反発見件数（年度中）						毒物劇物又は 政令で定め る毒物劇 物含有物の 疑いのある ものの収去	試験の結果 毒物劇物又は 政令で定め る毒物劇 物含有物で あったもの	無登録・無 届・無許可 施設発見件 数	処分件数（年度中）										告 発 件 数 （ 年 度 中 ）
					登録違反	取扱違反	表示違反	譲渡手続 違反	その他	計				登録・許可 取消	業務停止	設備改善 命令	その他					計		
																	登録違反	取扱違反	表示違反	譲渡手続 違反	その他			
総 数 *		76863	33726	3073	208	938	534	1140	1441	4,261	-	3	114	-	-	1	163	53	59	116	182	574	0	
製造業	大臣登録分	578	331	9	3	1	3	1	4	12	-	-	-	-	-	-	2	1	3	1	3	10	-	
	知事登録分	1956	910	79	15	17	35	11	40	118	-	-	9	-	-	-	6	2	10	-	11	29	-	
輸入業	大臣登録分	1095	601	41	9	-	20	2	38	69	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	11	13	-	
	知事登録分	496	261	19	4	-	5	1	11	21	-	-	2	-	-	-	1	-	2	-	5	8	-	
一般販売業		54025	20560	1501	92	332	191	691	702	2008	-	-	98	-	-	1	91	13	23	49	73	250	-	
農業用品目販売業		13473	5160	860	76	268	66	385	378	1173	-	3	-	-	-	-	58	20	15	66	67	226	-	
特定品目販売業		2559	679	98	2	19	8	49	64	142	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	4	8	-	
電気めっき事業		1696	997	75	5	38	23	-	36	102	-	-	1	-	-	-	1	2	-	-	-	3	-	
金属加熱処理事業		67	25	3	1	-	1	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	
毒物劇物運送業		881	179	7	1	1	1	-	4	7	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	
しろあり防除事業		37	11	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	
法第２２条第５項の者		-	4012	381	-	262	181	-	163	606	-	-	-	-	-	-	-	15	4	-	4	23	-	

* 特定毒物研究者を除く

特定毒物研究者	1651	239	4	1	3	1	-	2	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
---------	------	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

注１）平成２３年度衛生行政報告例による

② 都 道 府 県 別

(平成24年3月末現在)

	登録・届出 許可施設数 (年度末 現在)	立入検査 施行 施設数 (年度中)	違反発見 施設数 (年度中)	違反発見件数（年度中）						毒物劇物又は 政令で定 める毒物劇 物含有物の 疑いのある ものの取去	試験の結果 毒物劇物又は 政令で定 める毒物劇 物含有物で あったもの	無登録・無 届・無 許可施設 発見件数	処分件数（年度中）										告 発 件 数 (年度中)	
				登録違反	取扱違反	表示違反	譲渡手続 違反	その他	計				登録・許可 取消	業務停止	設備改善 命令	その他					計			
																登録違反	取扱違反	表示違反	譲渡手続 違反	その他				
全国	76863	33726	3073	208	938	534	1140	1441	4,261	-	-	3	114	-	-	-	1	163	53	59	116	182	574	0
北海道	3149	847	99	3	39	22	33	24	121	-	-	5	-	-	-	-	-	3	-	-	-	2	5	-
青森	914	305	108	4	58	11	46	92	211	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-
岩手	818	484	2	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-
宮城	1386	351	83	2	10	10	53	45	120	-	-	5	-	-	-	-	-	5	-	-	-	1	6	-
秋田	861	169	27	-	17	6	6	1	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-
山形	900	253	126	10	22	4	46	61	143	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	5	2	10	-
福島	1896	640	157	55	5	19	83	84	246	-	-	1	-	-	-	-	-	54	6	17	78	79	234	-
茨城	2107	1486	14	2	4	7	1	2	16	-	-	3	-	-	-	-	-	1	1	6	-	1	9	-
栃木	1170	394	3	1	1	1	-	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	4	-
群馬	1308	337	53	3	30	12	31	5	81	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-
埼玉	2833	1205	30	2	1	20	8	3	34	-	-	2	-	-	-	-	-	2	1	20	7	-	30	-
千葉	2448	1238	217	6	27	33	113	92	271	-	-	18	-	-	-	-	-	3	-	-	-	13	16	-
東京	8183	4365	381	41	45	101	50	406	643	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	19	-
神奈川	3175	1059	11	4	-	7	1	1	13	-	-	3	-	-	-	-	-	1	1	4	1	3	10	-
新潟	1808	399	15	-	3	1	7	5	16	-	-	1	-	-	-	-	-	14	3	1	7	5	30	-
富山	797	320	54	2	16	10	27	7	62	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	2	-	1	5	-
石川	837	388	37	-	12	7	29	3	51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-
福井	601	307	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
山梨	593	251	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
長野	1743	1034	150	7	102	57	33	41	240	-	-	2	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	-
岐阜	1143	223	25	6	1	-	9	13	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	-
静岡	2375	1435	21	9	5	1	4	3	22	-	-	1	-	-	-	-	-	9	5	1	4	2	21	-
愛知	4566	2346	343	-	160	42	131	101	434	-	-	18	-	-	-	-	-	17	4	-	-	1	22	-
三重	1158	483	7	2	-	2	-	4	8	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-
滋賀	777	300	70	4	2	4	8	62	80	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	3	-
京都	1301	959	64	3	7	15	8	60	93	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
大阪	6259	2363	27	7	4	2	9	6	28	-	-	18	-	-	-	-	-	17	1	2	-	5	25	-
兵庫	2420	1212	13	1	5	1	8	1	16	-	-	-	-	-	-	-	-	2	7	2	8	1	20	-
奈良	587	77	4	-	1	-	-	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-
和歌山	870	407	14	-	4	1	8	3	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
鳥取	476	335	2	-	1	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	-
島根	645	259	36	1	9	4	18	8	40	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	5	6	-
岡山	1621	756	17	-	8	1	5	8	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
広島	2272	1172	192	7	84	38	92	58	279	-	-	8	-	-	-	-	-	7	-	-	-	2	9	-
山口	1113	515	67	6	-	-	23	70	99	-	-	8	-	-	-	1	2	-	-	-	-	7	10	-
徳島	606	238	103	-	60	9	45	26	140	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
香川	1019	585	30	-	8	8	16	11	43	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2	-	-	2	5	-
愛媛	918	699	42	6	19	-	11	9	45	-	-	6	-	-	-	-	-	6	9	-	3	2	20	-
高知	607	175	14	-	10	5	4	2	21	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
福岡	2783	708	141	2	36	12	82	49	181	-	3	5	-	-	-	-	-	2	4	-	1	3	10	-
佐賀	571	88	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
長崎	899	436	48	4	14	8	20	2	48	-	-	1	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	4	-
熊本	1138	656	28	3	5	4	9	11	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
大分	788	289	54	-	24	4	32	27	87	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	3	-
宮崎	644	357	69	3	36	23	17	16	95	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-
鹿児島	1369	694	61	1	39	21	11	2	74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
沖縄	411	127	13	1	4	-	2	11	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	10	-

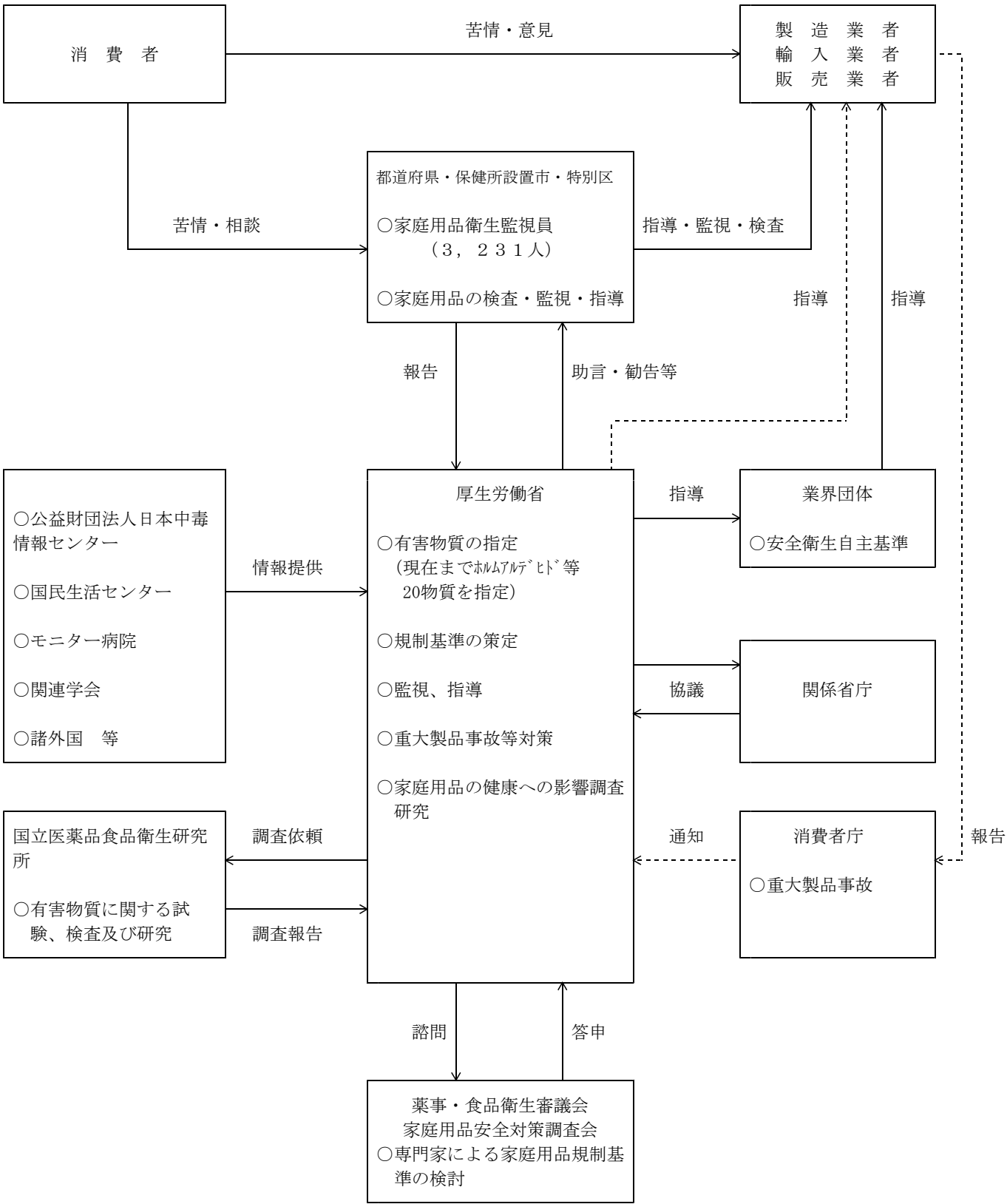
注1) 特定毒物研究者を除く

注2) 平成23年度衛生行政報告例による

2. 家庭用品安全対策

(1) 家庭用品安全対策に係る行政の概要

上着、下着、くつ下等の繊維製品、洗浄剤、エアゾール製品等の家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき有害物質を指定し、さらに有害物質を含有する家庭用品について、その含有量等の規制基準を設定することにより家庭用品の安全性確保を図っている。



(注) 家庭用品衛生監視員の数は平成24年4月1日現在

※ ----- 消費者安全法に基づく業務

(2) 家庭用品に係る健康被害病院モニター報告

平成 24 年 12 月 27 日 (木)

医薬食品局審査管理課

化学物質安全対策室

室 長 長谷部 和久 (内線 2421)

室長補佐 佐々木 正大 (内線 2910)

微量化学物質専門官 古田 光子 (内線 2426)

化学物質係長 加藤 革己 (内線 2424)

(代表電話) 03(5253)1111

(直 通) 03(3595)2298

「平成 23 年度家庭用品等に係る 健康被害病院モニター報告」を公表しました

厚生労働省は、家庭用品などに関連した健康被害情報を収集するため、皮膚科・小児科の病院や公益財団法人日本中毒情報センターの協力を得て、「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告制度」を実施しています。

このたび、平成 23 年度の健康被害報告について、家庭用品専門家会議（座長：伊藤正俊 東邦大学名誉教授）で検討を行い、報告書を取りまとめたので公表します。報告書の概要は別添のとおりです。

厚生労働省では、消費者をはじめ、地方公共団体、関係業界団体などに本報告書の内容を周知するとともに、引き続き本制度を通じて、家庭用品に含有される化学物質による健康被害の実態の把握や情報提供を推進します。

【報告のポイント】

- ・皮膚障害は、装飾品（金属製）が 37 件と最も多く報告されました。
 - 症状が出たら、原因製品の使用を中止しましょう。他の製品を使用する場合は、金属以外のものに変更しましょう。
- ・小児の誤飲事故は、①タバコが 105 件と 33 年連続で最も多く報告され、②医薬品・医薬部外品が 73 件（そのうち入院事例が 14 件）報告されました。
 - ① 1 歳前後の乳幼児がいる家庭は、タバコの取り扱い・保管方法に注意し、飲料の空き缶やペットボトルを灰皿代わりにしないようにしましょう。
 - ② 医薬品・医薬部外品は薬理作用があるため、保管や管理には細心の注意を払いましょう。
- ・吸入事故等は、殺虫剤が 252 件、洗剤が 176 件報告されました。
 - 使用上の注意をよく読み、正しく使用しましょう。特に塩素系の洗剤と酸性物質の混合には注意しましょう。

(別添)

平成 23 年度 家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告（概要）

本制度は、モニター病院（皮膚科、小児科）の医師が家庭用品などによる健康被害と考えられる事例（皮膚障害、小児の誤飲事故）や、公益財団法人日本中毒情報センターが収集した家庭用品などによる吸入事故と考えられる事例について、それぞれ厚生労働省に報告する制度です。平成 23 年度に報告された事例の件数は、合計 1,491 件（前年度 1,480 件）でした。

それぞれの報告件数の詳細は以下のとおりです（表）。

表 平成 23 年度 家庭用品等による健康被害のべ報告件数（上位 10 品目）

皮膚障害		小児の誤飲事故		吸入事故	
装飾品	37 (31.1%)	タバコ	105 (30.2%)	殺虫剤	252 (24.6%)
ゴム・ビニール手袋	16 (13.4%)	医薬品・ 医薬部外品	73 (21.0%)	洗浄剤（住宅 用・家具用）	176 (17.2%)
洗剤	14 (11.8%)	プラスチック製品	32 (9.2%)	芳香・消臭・脱 臭剤	105 (10.3%)
めがね	7 (5.9%)	玩具/金属製品	各22 (6.3%)	漂白剤	88 (8.6%)
下着/時計/ ビューラー	各 4 (3.4%)	硬貨	15 (4.3%)	除菌剤	46 (4.5%)
		洗剤類	9 (2.6%)	園芸用殺虫・殺 菌剤	37 (3.6%)
ベルト/履き物	各 3 (2.5%)	防虫剤	8 (2.3%)	洗剤（洗濯用・ 台所用）	29 (2.8%)
		電池	7 (2.0%)	消火剤	27 (2.6%)
時計バンド/ 接着剤/ スポーツ用品	各 2 (1.7%)	食品類/ 化粧品/ 乾燥剤	各 6 (1.7%)	乾燥剤	22 (2.1%)
				忌避剤	20 (2.0%)
総計	119 (注)	総計	348	総計	1,024

（注）皮膚障害では、原因となる家庭用品等が複数推定される事例があるため、報告事例総数（110 例）とは異なっている。

1. 皮膚障害に関する報告

(1) 調査結果の概要と考察

- ・報告された事例数は、119 件（前年度 133 件）でした。
- ・最も多く報告された家庭用品の種類は、装飾品で 37 件でした（表参照）。
- ・性別は、女性が 95 件（86.4%）と大半を占めました。
- ・皮膚障害の種類は、「アレルギー性接触皮膚炎」69 件（58.0%）と「刺激性接触皮膚炎」42 件（35.3%）がほとんどを占めました。
- ・パッチテストの結果では、ニッケル・コバルトにアレルギー反応を示した例が多くみられました。

家庭用品を主な原因とする皮膚障害は、原因家庭用品との接触で発生する場合はほとんどです。家庭用品を使用して、接触部位に痒み・湿疹の症状が出た場合は、原因と考えられる家庭用品の使用をできるだけ避けましょう。

(2) 報告事例ピックアップ

- ① ピアスで接触皮膚炎の既往があり、指輪を身につけたところに皮疹が出た（装飾品・43 歳女性）。
→ 金属製品で既往歴がある方は、他の金属製品にも注意をしましょう。
- ② 調理師をしており、ゴム手袋をしていたら手足に皮疹が出た（ゴム手袋・48 歳女性）。
→ ある素材で症状が出た場合は、別の素材の製品を使用するようにしましょう。
- ③ 洗剤を粉の製品に変えたところ、体が乾燥し徐々に紅斑がみられるようになった（洗剤・46 歳女性）。
→ 洗剤の使用量や洗濯時のすすぎに注意を払いましょう。
- ④ 金属の時計を身につけて汗をかくと、腕に紅斑が出る（時計・39 歳女性）。
→ 汗をかくことが予測される場合は、なるべく金属製品を外すようにしましょう。
- ⑤ 部活動で指にテーピングしていたところ、指に皮疹がみられるようになった（スポーツ用品・16 歳男性）。
→ 若年層の事例も近年報告されています。年齢・性別に関わらず皮膚障害は起こりうるので注意しましょう。

2. 小児の誤飲事故に関する報告

(1) 調査結果の概要と考察

- ・ 報告された事例数は、348 件（前年度 377 件）でした。
- ・ 最も多く報告された製品の種類は、タバコで 105 件でした（表参照）。
- ・ 誤飲した年齢は生後 6～11 ヶ月が最も多く 116 件、次いで 12～17 ヶ月が 65 件、2 歳児が 55 件でした。
- ・ 死亡した事例は 0 件（前年度 0 件）でしたが、入院・転科・転院した事例は 32 件（前年度 19 件）ありました。そのうち、医薬品・医薬部外品による入院事例は 14 件でした。

事故は家族が小児に注意を払っていても発生します。小児のいる家庭では、小児の手の届く範囲にはできるだけ、小児の口に入る大きさのものは置かないようにしましょう。

(2) 報告事例ピックアップ

- ① タバコを誤飲し、初診時は症状がなかったが、誤飲後 3 時間後に嘔吐した（タバコ・1 歳男児）。
→ タバコを誤飲した 4～5 時間後に症状が出る場合があるので、経過観察を怠らないようにしましょう。
- ② 兄妹で口腔内崩壊錠（精神薬）を合計 25 錠誤飲し、半昏睡の状態になり入院治療した（医薬品・3 歳 8 か月男児、2 歳 4 か月女児）。
→ 口腔内崩壊錠は甘くてすぐ溶けるため、お菓子と間違えて大量に誤飲しやすいので注意しましょう。
- ③ 哺乳瓶に消毒剤を溶かして置いていたところ、誤って母親が男児に飲ませてしまった（医薬品・5 か月男児）。
→ 保護者の過失で小児に誤飲させる事例も散見されるので、注意しましょう。
- ④ 居酒屋で母親が目を離したすきに、アルコール飲料を飲んでしまった（食品・4 歳男児）。
→ 幼い小児を同伴して居酒屋などに行くのは控えましょう。
- ⑤ 一人遊びをしていたところ、のりに付属している石灰乾燥剤を食べた（乾燥剤・1 歳 2 ヶ月女児）。

→ 食道を痛めるおそれがあるため、石灰を誤飲したときは吐かせないで専門医を受診しましょう。

- ⑥ 小児がハンガーの金具部分を口にくわえ、手で引っ張っていた。その後、発熱がみられたがしばらく経過観察し、受診が遅れた（ハンガー・11ヶ月男児）。

→ 誤飲したことが判明したら、早めに専門医を受診しましょう。

- ⑦ 父親の仕事場で、仕事用に保管していたペットボトル入りのシンナーを少量飲んでしまった（シンナー・2歳3ヶ月男児）。

→ 誤飲して危険なものは、飲料用ボトルに移し替えないようにしましょう。

3. 吸入事故等に関する報告

（1）調査結果の概要と考察

- ・報告された事例数は、1,024件（前年度970件）でした。
- ・最も多く報告された家庭用品などの種類は、殺虫剤（医薬品・医薬部外品を含む）で252件でした（表参照）。
- ・年齢別では、9歳以下の小児が最も多く440件（43.0%）でした。
- ・製品の形態では、スプレー式の製品が最も多く491件（47.9%）、次いで液体の製品が311件（30.4%）でした。

事故の発生状況をみると、使用方法・製品の特性について正確に把握していれば事故の発生を防ぐことができた事例や、わずかな注意で防ぐことができた事例も多数ありました。製品の使用前には注意書きをよく読み、正しい使用方法を守ることが重要です。

事故が発生した場合は、症状の有無に関わらず、公益財団法人日本中毒情報センターに問い合わせ、必要に応じて専門医の診療を受けるようにしましょう。

（2）報告事例ピックアップ

- ① くん煙剤を使用した後、掃除をしないで在室していたところ、皮膚の痒みが出た（殺虫剤・87歳男性）。

→ 特に化学物質への感受性が高い人については、使用する製品や製品使用後の清掃に注意しましょう。

- ② 火災警報器をビニールで覆った上でくん煙剤を使用した警報器が鳴り、入室して製剤を吸い込んだ（殺虫剤・37歳女性）。
- くん煙剤を使用する場合は、くん煙剤に付属しているカバーを使用するなど、事前の火災警報器対策を念入りに行いましょう。
- ③ 食酢で拭いたサッシに塩素系洗浄剤をスプレーしたところ、ガスが発生しそれを吸入した（洗浄剤・41歳女性）。
- 塩素系洗浄剤と酸性物質を混合すると、有毒なガスが発生して大変危険なので、細心の注意を払いましょう。
- ④ 大量の食器を洗浄するため、桶に漂白剤を1本入れて、同じ部屋で3～4時間眠ったところ、肺線維症などを発症し、13日間入院した（漂白剤・38歳男性）。
- 漂白剤を大量に吸入すると大変危険です。使用方法、用量などを守って正しく使用しましょう。
- ⑤ 家族が庭に除草剤をまいたことを知らずに、庭で草取り作業を行い、喉の痛みなどが出た（除草剤・58歳女性）。
- 化学製品を使用するときは、家族や近隣住民に一声かけるようにするなど、コミュニケーションを取るようにしましょう。
- ⑥ 閉め切った部屋で防水スプレーを使用し、製剤を吸入した（防水スプレー・40歳女性）。
- 過去には防水スプレーの吸入によって死亡した事例もありました。屋外で使用し、使用量などにも十分注意をしましょう。